寛永諸家譜

紀氏

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (146)
函號 圖 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

堀田　寺澤
澁川　茨岩
田邑

寛永諸家系譜傳

紀姓

堀田

京都二条九年武内宿禰紀伊国
名草郡字治乃ゝ住生故ゝ
紀乃字を以て氏とせり
日本紀を按ずるに應神天皇
九年四月武内命を以て
筑紫へ下向せり　武内弟

浅草文庫

其券内宿禰後養して曰武内
西国にあり逆徒と合せて
なり　帝大におどろき給ひて
宣旨とくし　皮衣とたう武内
とうんとと時に波宿禰を
せいるたんなりと武内が罪なるべく
死せんことをうしと祝ぶし　祝ぶし
却き武内に告をこれを謂て曰
人みな我をうらとうと
君よにうらとうと

れ君にかりて皮衣乃を奈
討べし君を潜して京より乃ぐと
う乃咎なきうと養し給へて
以武内これと許をすでにして
皮衣を向す時に志根子汲り
ひうりて死をこれよりて武内
宮とまぬ往船に乗て南海を
めぐり紀別紀乃湊につき乃ち
物延に到て衆を謝を　帝

武門と其義門とをめしく對論を
其義門ことに屈ちる故武門道よ
れは勝ちとを切ちはたび紀
乃藩よりくとりくの逆へり紀
氏を称を

孝元天皇

神武天皇八代乃帝なり　大日本
根子彦國牽天皇を号を

清母方皇后孫日媛命磯城縣主大日
乃娘

彦太忍信命

第三皇子

屋主忍雄命

武雄心命

武内宿禰

京紀言宮三代紀伊國より生れ
母は彦姫尊道臣乃女
同五十一年八月棟梁乃臣なる所
大臣と称ぎらるめ山と紀より起り
應神言宮九年紀乃姫と言葉て
紀大臣と号て京紀 成務 仲哀
神功 應神 仁徳は六代の帝の臣

なり垂仁宮二百八十四年に歳三百八
十歳 仁徳五十五年丁卯薨て紀伊
に不死乃人なりと仙神と現と
石清水宮乃明神是なりまた
同幡宮一宮是なり二ハ大和春日
所なりと記とあり

木菟宿禰

履中天皇乃御宇大臣より住ぎ同時

執政四人を一なると雖百二十八歳

真名宿禰

平朝大臣ゆゑ号と

雄略天皇乃御時大臣よ任ぜ　安康

雄略　清寧　顕宗　仁賢　此五代の帝

乃臣なり　仁賢天皇十一年大伴の

金村なり　宮仕せらる事三百余歳

紫霧臣

武烈天皇乃臣やまと鈴よつる

久沙臣

夷を小開子臣ゑ子なり

真作臣

小足臣

塩屋王

推古御宇二代乃王子

大口王

大人

大宗王と号を　清史大夫　大納言

正三位

天智天皇十一年正月五日をもつて

清史大夫をあらため

天武天皇元年に清史大夫を

大納言と称されが大納言を

もつて時に官称をあらた

めて朝臣と

同十二年六月に薨を

園人

従四位下

諸人

従五位上　賜太政大臣　正一位　光仁の

外祖なり

麻呂

中務卿　太宰帥　大納言　正二位

文武天皇五年十月十九日薨ず

従麻呂

大和　河内　豊浦等の守　大蔵卿　大徳

従大将軍　右京大夫　大蔵卿

太宰大貳　参議　従三位　右大辯

学問巡察使　左右奈良麿　藤原の

廣嗣を討時大將軍と称す
天平宝字六年七月七日薨ス

麻呂名
正五位下

真人
従四位下

國守
侍醫典薬頭 従五位下 名醫なり

奥能
弾正大忠 正六位上 本ハ技能

長谷雄
遣唐使 右少弁 外記 式部大輔

讃岐守　参議　中納言　従三位
備前　文人　哥人　紀納言と号す
醍醐天皇乃伯父　後撰の
作者
永和十年九月十五日の歳長若なるよ
りて〻　憍如同十二年二月二日
薨す
延喜十二年三月十日　薨す
六十八歳

滝光
少納言　勘解由長官　文門　従三位
式部大輔　参議　右大弁　伯前守
文人　後撰作者
天暦二年九月二日　卒す

文利
式部大輔　義人　紀伊守　参作守

侍立従下

文人

忠道

義人　市兵衛　紀伊守　侍立従下

家俊

紀伊守　侍従従下

宗信

侍従従下

弾正少弼

宗雅

木工頭　大炊大輔

宣綱

主殿少輔

俊文

紀伊守　従四位下　子載　風雅の作者

俊重

紀伊守

重遠

阿波守　従五位下

重満

阿波守

行義

左衛門尉

行高

従五位上　尾張守　母代今川

貞世弟蒲原氏益の女

之泰

侍立伝下

大唐の作

之盛

修理大夫　新撰古今乃伝者

正重

堀田　泳三郎　尾張　尾刑

津藩　居住

正紹

長部大膳

正道

加賀　織田伯耆守藩下

正貞

孫太清つ尉　法名道悦

正秀

新太清つ尉　乃ち常刀よあるこを
紙やしの留山義則没落乃ちとさ
うの家老温井伯耆守三宅伯耆
のかれく越後よゆき京勝而り

富居をこ乃地へり織田信長岩田
勝家をつり越前おとちらしし
前田利家を紙やしよあり信長死て
乃ちり紙別石動山の僧法潜り
人と越後小法り温井三宅を
ようびよせて門徒と温井三宅長と
京勝り僧く石動山りいる
利家加賀と岩田りこふ岩田が姪
佐久乃玄番允を加賀りあり

則二子五百人を率して石動山より戦ひ敗て温井討死す
を三宅長刀とありて数人をこ
ろと正秀大てい嵯峨戦ひ
遁走をとりて三宅をつきそを
ろの首をさる時より三正十七
六月二十四日

正利

動左衛門尉

正盛

加賀守
元和九年十二月晦日十六歳の
て従五位下に叙し右近衛守ふ
ほどのち加賀守とあり
寛永十一年八月一日従四位下に叙せ
四十七年十二月二十九日従位す

はぶ

郡乃紋 木瓜

国立公文書館
National Archives of Japan

之盛の上下系譜

姫田

之泰

従五位下　大膳亮

加賀守正盛卿の子孫を略す

之盛

陸奥大夫　彰徳古今乃位記

之時

之親

修理大夫　次郎　左京大夫

之通

正直

正統

添之郎　尾張守　長門大掾

正道

加賀守

之正

盛家

安芸と号し左馬権

之家

房行
掃部助

之満
細見と号す
右近大夫

昌勝
河内守　和泉の国　堯孝卿子

光信
河内守　法名宗言
荒木次郎の父

則宗
淡路守義俊

彩撰

瑞祥
山法師
女子

之継
六郎左衛尉
法名宗久

一縄
泳角

一継
美濃守 従五位下

一通
芸州刑部少輔

一長
左衛門尉
従五位下

一氏

梅松丸

通正

竹松丸

幕乃紋　横木丸

国立公文書館
National Archives of Japan

堀田

正光

入道しらく左衛門尉

人なり

勝家

助左衛門

壮年の比伯父山田左衛門尉書く
子として信長に仕つる時に書父
勝豊死し信長もまた宮よりあ
この世へ勝家功ありて津浦よ
領を
大将提として道恢を志ろしめと
世へ道恢が右衛門言とこと世を
と記し道恢を道ぐに死を敬とも
く又妻室と
信よ道恢子

あれば則めしつふ亀しをのく
まふこよとひく勝家先年五人
めおされ勤仕してまたれ
先先年左恢清右衛門の功勞
あるりとなり四十七歳より
て死を

勝成
助左衛門

十歳乃とき紀ちう
大将現ちう仕くまつる故
白河院殿とよび
将軍家ちうくまつる
家乃紋 豎木瓜

某

喪父

山田源左衛尉
信長ニ仕ヘ病死

勝蹙

山田三左衛門 信
信長ニ仕ヘ乃者百人とあり

高篠別川内陣子之墓

享年三十七歳

国立公文書館
National Archives of Japan

寺沢

郡内より いくさ乃先ハ濃別に行人
なりしのち尾別より ゆつを行す
むし紀淑ゆとゞ子維実濃別より行を
うのゝ孫ロうもく濃別尾別の弓に
居をる沢をまこと赤流なり

廣正

友右衛門　城中ニ
大永五年　尾別ニ生ル
天正十四年　従五位下ニ叙シ城中ニ
住ス
文長元年正月十四日ニ卒ス
七十二　法名浄林

廣言

忠次郎　志摩ニ住ス　一乃谷ニ正成
永禄六年　尾別ニ生ル
豊臣秀吉ニ仕ヘ累ニ勤労シ
肥前國唐津ニ於テ六萬石乃地ヲ
領ス
天正十七年　従五位下ニ叙シ志摩ニ
住ス

朝鮮陣の時渡海して頗軍功を
あらはす名を異域にあらはす
慶長三年筑前國怡土郡にて
二萬石の地をくだされたり朝鮮より
もつて軍功あらはすゆへなり
同年鳴津大隅守久信卿より
うの家老伊集院勘解由と教を附
ようの子源次郎薩州加治屋
を國中にうつす時より廣る

大指現乃お国を
うとむさ没なるを
紛せしめて
同五年上杉景勝反逆乃ときさ
大指現伏見より
しるし附て廣る
野州小山にて
て 約命をうけ
く 法相をよ

乃を
ものを
和睦を
なると
京師
東征
使をして
上方乃騒動を
先鋒となり
尾州より進

濃州へ おもむく 関原合戦に及て
大若刹戸ぶの指とあひ戦ふ ものを
やぶり 城池をとりくづし 敗亡して天下
一統なり
大権現うち乃功を賞し 肥後の国乃
内天草四郎石を とりつめ 攻落して
十二月石を 伐ず
同十九日 大坂御陣乃時 御出馬して
天王寺 茶臼山 陣 立黒門口 よむ
元和元年 大坂 乱乃 ときさ 御出
馬 御陣 尼崎 へ 御 とりつめ とき
へ 大坂 へ 出 京都 へ 御 滞 ず 加ろ ば
大権現 様 称 し 奉 て
寛永三年八月 将軍 位下 叙 を
同十 日 十一 日 辛 を
七十一 法名 京 可

忠晴

次郎　武蔵守

寛永五年肥前唐津に生れ母を
妻木伯耆守頼次の女
同十六年侍従に任じ武蔵守に叙
元和八年四月朝鮮の幸を受
二十三　法名本源

豊後

童名晴　兵庫頭　母上杉
寛永十四年肥前唐津に生る
元和六年元服
右近院殿下に給
寛永元年侍従五位下に叙し
兵庫頭に任ず
同十年廣之没して乃ち
将軍家の仰によりて家督を継ぐ
同十四年乃ち肥前国を馬場鴻京小

をひく那蘇彩法乃法蜂起のとき
肥後國天草乃郡蘇茂まち為京
ゟ蜂起よ為ど付よ聞るハ江戸よ
あり原城ハ茂ゟ右の去兵とはらう
て十一月十四日ゟ中戸よりこれと
せめおろく賊徒を討とる乱兵去も或ハ
討死しあるひハ疵をうふるうが
ゆゑ茂ゟ城よ猶籠ゟ同十九ゟ
賊徒ゟこれをせむ城中の兵数度

突出るあひ去ゟ欲を討
とる同二十二日賊徒兵沈りて為京よ
いくれうゟ乃殘卒乃上使為ゟあ
者をも茂ゟ城の城兵これを追拂ゟ上使
為と焼ちれなり法さ聞ゟいあを
為りて原城よいゟ海とゟう
て天草ゟ
おりもくよりとゟ
天草まで
なり去ゟ
上使乃指図よゟ天草ゟ
也

て越年ス

同十五年正月六日　上使ノ指図ヨ
リ兵ヲひさひらく為ヨリおもむき
法招とおのゝく陣屋とかゝ塀と
せむ二月廿一日賊徒義討の附置るゞ
兵士ほとめ者てうしいくられと討揚
乃ゞ者とゞ浪牢とろくかころ
を家兵もあるひいうら屋しゝ或ハ
城とうふる此義決を敢くなて

乃陣屋数ケ所を焼置るが兵士ら
これを始せぐうゞ此ゝ陣屋火災
よりらず同廿七日ゝ城ゝ鴻池伝次郎先
也しゝ城ゝ入置るられよ次で
和也梅と赤やゞうゝ二乃丸ゝ
せあ入想ゝ浪ゝ為城す市乃
戦ゝ敵と討ゝ如ゝ
家兵もまうら屋と検使板原
只ゝ藩下芳根ゝ千石ゝこれと

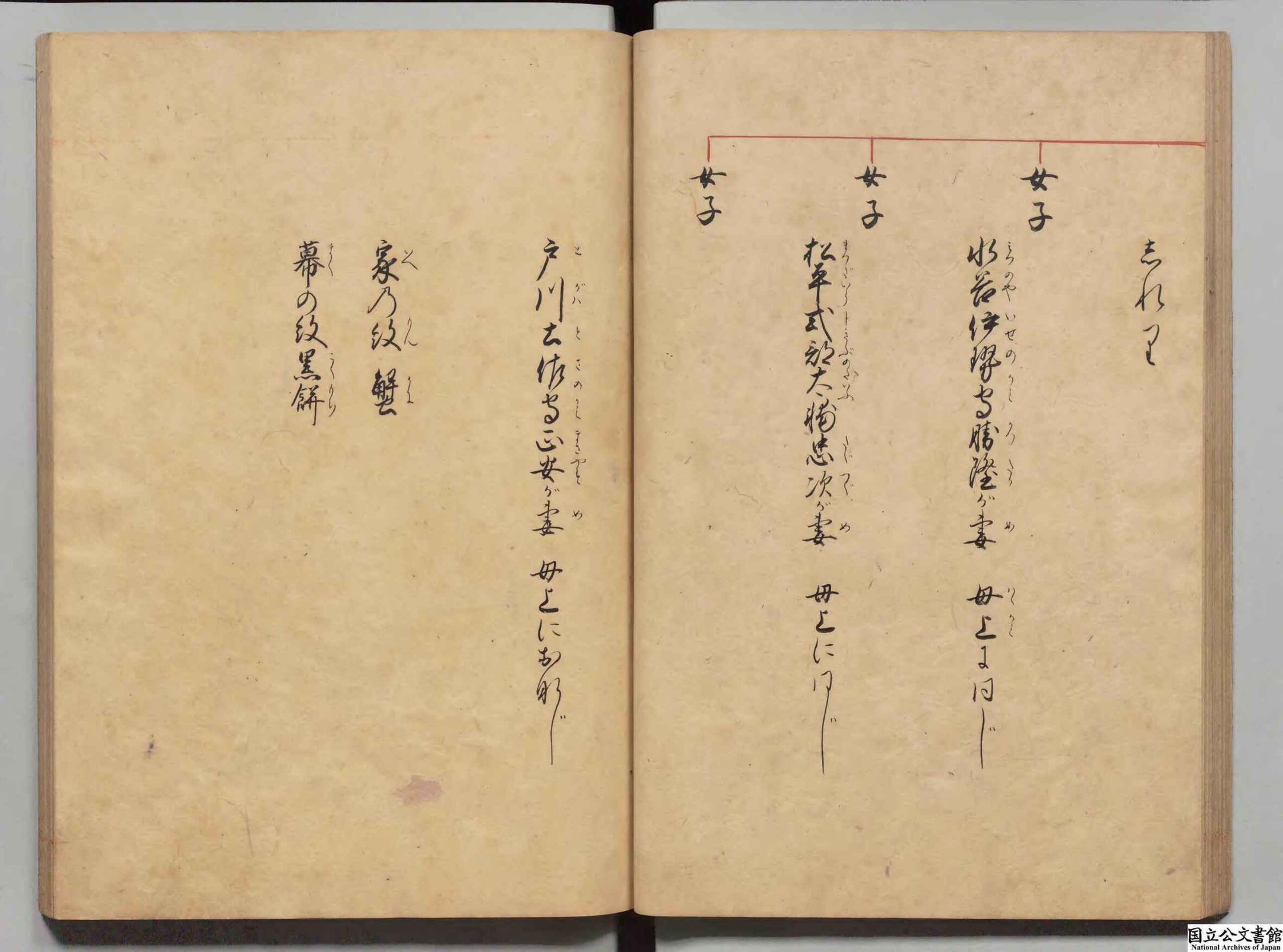

女子

水谷伊勢守勝隆が妻　母と同じ

女子

松平式部大輔忠次が妻　母と同じ

女子

戸川土佐守正安が妻　母と同じ

家乃紋　鱗

幕の紋　黒餅

国立公文書館
National Archives of Japan

瀧川

孝元天皇廿二代

長若雄

正三位中納言

致雄

左衛佐

忠行

貞雄

堀川大史

中納言

雄致

元八郎　従五位下　河内守

河別当安房守　あつひら関東主領

まさ河内守　いさう

雄頼

常陸介

貞致

当安房守　八郎　右近将監

貞行

八郎

貞忠

八郎

貞之

八郎

貞仲

八郎

某

八郎　左近将監　八郎　伊与守

某

貞勝

八郎　そめくに別一字野城と

うけろ

貞行

九郎

某

たるを安

某

たるを安　一巻にうるる

一勝

八郎　乃ちく久助と号を

そめくに別一字野城と云ふ

のち滝の縁をうつる故に滝川

と号を

范勝

九郎　一宮野崎より出る

一益

久助　信五位下　左近将監のち
伊勢守と号す　生国尾張の人と
河内庄司と称ス　幼年より鉄炮を
もて河刑部を一撃する安

宗と殺し去る　北郡より起さ
勇名あり　信長信孟刑部兵衛
征伐のとき一益が勇名をきして
勝下り　命せしむるのち数度
功あり　これより滝刑部五郎
并び賀刑部門二郎を討り
これを以て　信五位下に叙し
左近将監に　伊勢刑部神戸の縁
り長男の尾刑長嶋の城に

うける

天正十年 信長の命をうけたまわり
甲州より入 勝頼父子をうち滅
首を織田信忠 ゑ献じ 信忠これを
感じて感書をくだされ 右光のごとき
げ 黄金五百両をたまわる
同年三月廿三日 信長のおよめ
おさえ上 濃国并信州佐久郡
小縣郡をたまわりくこれを領を也

一時

八郎 松平久助と号 尾張
幼年より信長に仕へ 御小姓別衆
御別甲賀郡を領

関東八箇国の友軍をつとめ 伊豫守
ゑ 相伴 厩橋の城ゑ居
天正十四年九月九日 卒
法名入道宗

天正十年六月二日信長薨逝のち
秀吉柴田と合戦のとき一益柴田
や勝家方より膳所を援
一付きまた又うらぎり秀吉の
敵となる志されども一益を秀吉の
四度方より攻ゆえ城地を没収し
こと勿論をもぎめられ越前大野郡
へ移されし
同十二日秀吉一付とめられ
幕下へ参ず
米百二千石を
米百四千石にいたし
入庵に米百五千石令契約約
今度改三千石に適入庵也
知行米百二千石ゆえ可之
知行如故諸事
有之金可有御用状如件
天正十二
七月十二日
筑前守
秀吉判

渋川八郎殿

同年信濃秀吉と一戦に及ときに
秀吉一味を先手の列よりなる也付
られ今度軍忠を抽きに依ハ
本領之儀せしむつきと
なり一味辞しいなく信濃上
野しらく逆戦乃ちとり事かる
ひぐらしきれと秀吉れ主命

らる

同七年　信濃

白浦院殿ゟ信濃
同八年一味病ゟ下総上
あり

同六月二日

白浦院殿乃上使少ゟ三浦を
信濃ゟ同ゟ江戸を立て菖蒲
ゟ下総ゟ上ゟ

此一葉錯簡前後
スヘシ

龍伯三添ゝ紛あひ時一時死去
の旨と告るこの程ゝ三添きれ
ゝを江戸ゝ時日回り三添大久保
お掛者ゝ武蔵ゝ法師ゝ者山猫麿ゝ外ゝ
紛一時死去乃旨とつぐ太乃三人
時ゝ〳〵ゝ糸ゝ一時死去乃事し
きを上ゝ聞ゝ遠
白浜院殿きこしめされ勇者乃未練
なり扶助せらるべき不ゝ有筆ゝ

ゝ辞ゝ〳〵ゝ辞ゝ〳〵ゝ
このとき家老を法ゝ乃ち
秀吉信雄と和睦乃ゝき一時ゝ
て大和大納ゝ秀長ゝ
文禄元年
大将提富田左近をもゝ一時とゝづる
色さし○秀吉ゝ法ゝ秀吉天
俄ゝとゝ法ゝれをあづ者ゝ
則幕下ゝ屋ゝ名古屋

市陳ニ付き

同二年

大権現乃鈞命とうけて下総国ニ

て二千石の地を以て所領

芝原郷　立反田郷　板川郷　上大島

中田郷　富田郷　若津郷　山田郷

和田成山郷　是なり

寛長五年　石田三成反逆乃時法別

関原ニ付き　こゝに懐慈とくこ

きゝよ世甚これを悔しきまふ

こ十六歳　法名京源

一系

久助

寛長八年八月高山播磨守殿多

法師ニ成る大久保右衛門一時ニ郎左

野村六右衛門とゝ申しいて一時ニ

爽子あるより　上同ニ遠ニ

抜へ一町ゟ巳二名乃地かたゟ
仕せしむ一ヶ所ゟ郎従六人ゟ
一条いまゟ幼稚なれとりたる
色しゟ形ゟ
同九ゟ野村六郎右衛門
許ゟ ゆき 辞しゟ一条
二歳乃幼子ゟ 巳乃地と
ゟ面りゟ恩恵ゟ
十五歳ゟ ゟ ぶあひ ゟ 名代と

ゟ従ゟ従とつゟ
て一町ゟ仕人ゟ
く一条とりたる
ゟれゟ郎従ゟ
事とゟ巳へゟ三人お供ゟ
いゟ一条十五まゟ六人ゟ
ゟ従とゟ六人ゟ
辞しゟ人乃名代ゟ
へゟ一条ゟ従者

三九郎といふものあり中村一角より
ふこれとりうく石代より賜せら
れ色しや石といふこの地へ
中村一角西へ使とさしたり
三九郎ゝとめと同六月三九郎家を
月八月お接ぎ伝法ぎ播磨ぎ三九郎
とりうく一条十五家りいうまで
ち名代せしむ〇きもおかせる
さるこれよりり三九郎二千石の地と

所務しうの内二百五十石を一条
及母祖母給りうの代ぎむ
元和二年一条十五歳りとうぶと
とぎも三九郎子七百五十石の地を
かへさげる程へり吉山伯耆守
りうく云上を
白洲院殿のおかせり一条がいふところ
とりうもしたなりうちれどもいまこ
廿歳りしみぞ帝書おかせつけ

らるまでは三九郎名代たるべ
しとおかれめさるべき旨へ別たる
七百五十石をぶされ遣るる石を
給と
元和五巳十一月二十日
右御院殿の御命をうけたまわりて
将軍家より謂しそまつるはよ
酒井伯耆守と先言わしを
同七年松平清三郎組よ奉し
く御書院番をつとむ記す文
一附り治職のるる清三郎をもつて
云と世ん中と忘れも無へうて
逢滞よりとぶ乃ら清三郎
河越りしとひ切腹をこのち為
以もこうる遣へ流よ来ると及ぶを
同八年川越りし供奉
同九年御乃供奉を
寛永三巳乃供奉す

同九年
石清院殿薨御の時三九郎縁坐
〻〻経地を没収せらる
同十年法加増二百石を給り
故子二百石を給
同[illegible]法乗の時
同十七年日光御社参に供奉
同十八年石川播磨守殿
〻法小性組の義をつかむ

一後
八郎
寛永十九年十月
将軍家を為し奉そまいる
一守
左
一仲
牛之助

某

左門

家乃紋型ならびに

澁川

喜文澁川吉彼ちうの氏ち
本造なりこの都へり本造の
系図を探ることを考ます
いま他氏を用ち澁川と称と
所事はさ彼ち氏は
考ちと

村上天皇十六代

●後藤

正二位権大納言

藤原氏ニ而ハ

実ハ祖父邪後ガ子ニ

持康

正二位権大納言

政親

従二位権中納言

政宗

従三位参議左中将

後藤

従三位参議左中将

具康

信濃守信下左衛門尉

雄利

本名本道　長弟大膳のゝ澤川
三郎兵衛晩年ゝ刑部少輔と
号し郷別人なり
澤川右衛門尉一巻書物と称して
信長ゝ同道をこゝろゝ
信長ゝ信長ゝ信濃ゝ本道
とあゝ澤川と称し
雄利ゝ信長の子信濃守
の字を賜ゝ雄利と
号ゝ乃ち秀吉ゝ仕ゝ
和泉氏ゝ信立信下ゝ
叙ゝ下総守ゝ任ゝ
大膳職の　約命ゝ

四十九

白河院殿ノ御ウセテ
文長十五年二月廿六日ニ卒ス
歳六十八

正利

澤川常刀
を波ス
文長十年乃文四月廿六日ニ五位下
叙シ波ス従ヲ波ス
十六歳

寛永二年十二月ニ卒ス
歳二十六

利貞

長門守　下総國　相馬郡ニ生ル
実ハ七條ノ宮義ノ二男
元和三年二月ニ
白河院殿ノ猶子ニ
約命ヨリ澤川正利ト

やしなうもの

寛永七庚午十二月二十日長五位下

了叙し長門守に任ず

本造家乃紋左巴

澁河家の紋本風

澁川

生國尾張

本名又左衛

淺井彩八郎と称し

七十一にて死す

法名彩清

祇園

忠澄

本金又左衛門　生國同前

淺井新八郎に仕へ乃ち澱川左近將監の郡代となる性きこと秀吉

に仕へ小牧役に於て七十七にて

死す

忠征

澱川忠征

澱川一益に仕へて甚大功あり　生國同所

これより為氏と号す　本金

とあり澱川と号す

天正元年一益摂州刀田小稲葉の

城を攻しとき紀香取に於て

敵を追軍功あり時に十六歳なり

一益忠征が武勇を感しその功を

賞し給はるみをし

同年五月敵中江柳瀬より白山瀬
をもつて大軍をおし河原向
乃堤より鉄炮をうちあい瀬とうと
忠征港をひつさげ敵の陣よりも
入是をもつて敵みなちりぢり
なれ

天正二年の春大坂方屋表及長篠
秋戦おれ吸津戦ことゝ不利合戦い
れも言名あるもの十七

同三年大坂勝曼院城堂乃時無苦小
をもつて言名あり

同四年雑賀陣乃ときさ港庭をう
つ事

同五年播列茂氏乃城をせめるとき
敵江列乃橋をやうさう是よりとき
河を渡り敵よむふけよ枚山小助為
馬を忠征と同道加年次とせ一あ毛
敵と者ざ小助をきをけるよのし

ゆく汐とりまき彼城をせむるとき
徒をあをる名あるを以時数多成
とうるゆ
信長伊賀の国を制法を定記一益
これをつさどる国中より二人
あり国人うるまもるうる
ざる程へて一益三人の大将
をつかはしこれをせむ忠征を
うの一城をせめおとす城を
滝川
同十年田舎信長を討このとき一益
松枝の城をあり田舎迫討のうめ
り殺向する程へて彼城を津田
小平次あづけられ国中の人質
をも征よりつかはる
同十二年秀吉よりおされ使者
及書信をもとめ
同十八年秀吉八王寺の城を攻落

肥前国有馬村を陣取せめさしむる
ゆゑ忠征とあい戦ひ日付とるに
忠征彼城より
城とのの歌城の門まで忠征さし
物をうしとあしかるハ生る道あい戦時疲とう
同年秀吉忠の陣をせむるとき
大名ハ大将浅野弾正摂津
大和小倉石田治部少輔なり忠征指使

ゆゑ彼ハ城とも紀伊大将をゐ合戦
の時日をさゝめ者をかゝとい(ひ)とし摂
津乃堺時刻うきともせめて歌是
をみて大名こゝろ
これよりて弾正ゑ数多討とる
色衆をあゝ活事あるゝず忠征城の
かゝ火とる彼乃民屋を
焼はせ歌軍退さる
関原清陣乃時伏方ゑ屋

ふゆへて軍功ときさど

文長五年

大指現て謁しまてまつり

使者とゝびに書状をもとゝれ

元和二年

大指現の仕き命ゝよりて尾州

義直つてつゝ

忠政

生國紀伊

ゝこ大歩　生國紀伊

実父兵衛浅野刑部少輔忠正なり

母祝父和泉守利成ゝ女信

て浅野の秀吉てつゝ祝父

指左衛門尉正勝浅野弾正ゝつゝ

浅野親族ゝてゝ世浅野

氏てつゝ忠政か祝父浅野

ゝおゝ書ゝとなりて家督と

ゝ氏と改て浅野と

年ヶ
元和八年ヶ月ヶ
白川院殿ヶ渡ヶ
少ヶ十六
寛永二年ヶ月ヶ
同九年ヶ月ヶ
将軍家ヶ仕ヶ
濃州ヶ州ヶ丹波ヶ
二千余石ヶ仕ヶ
忠征尾州ヶ

ヶ月ヶ
御是ヶ
家乃紋豎ヶ

国立公文書館
National Archives of Japan

菅谷

●服麻呂

太宰大貳

堀田加賀守殿

略す

仮麻呂より以前乃系図八

御備ふ之ゝ故ゝ

宗麻呂

古佐美
大納言

廣濱
長江
太宰大貳

習河
魚彌

夏井
令守
正五位　薩摩守

國守
佐五位上

楊範
彈正大弼

長岳雄
正三位　中納言

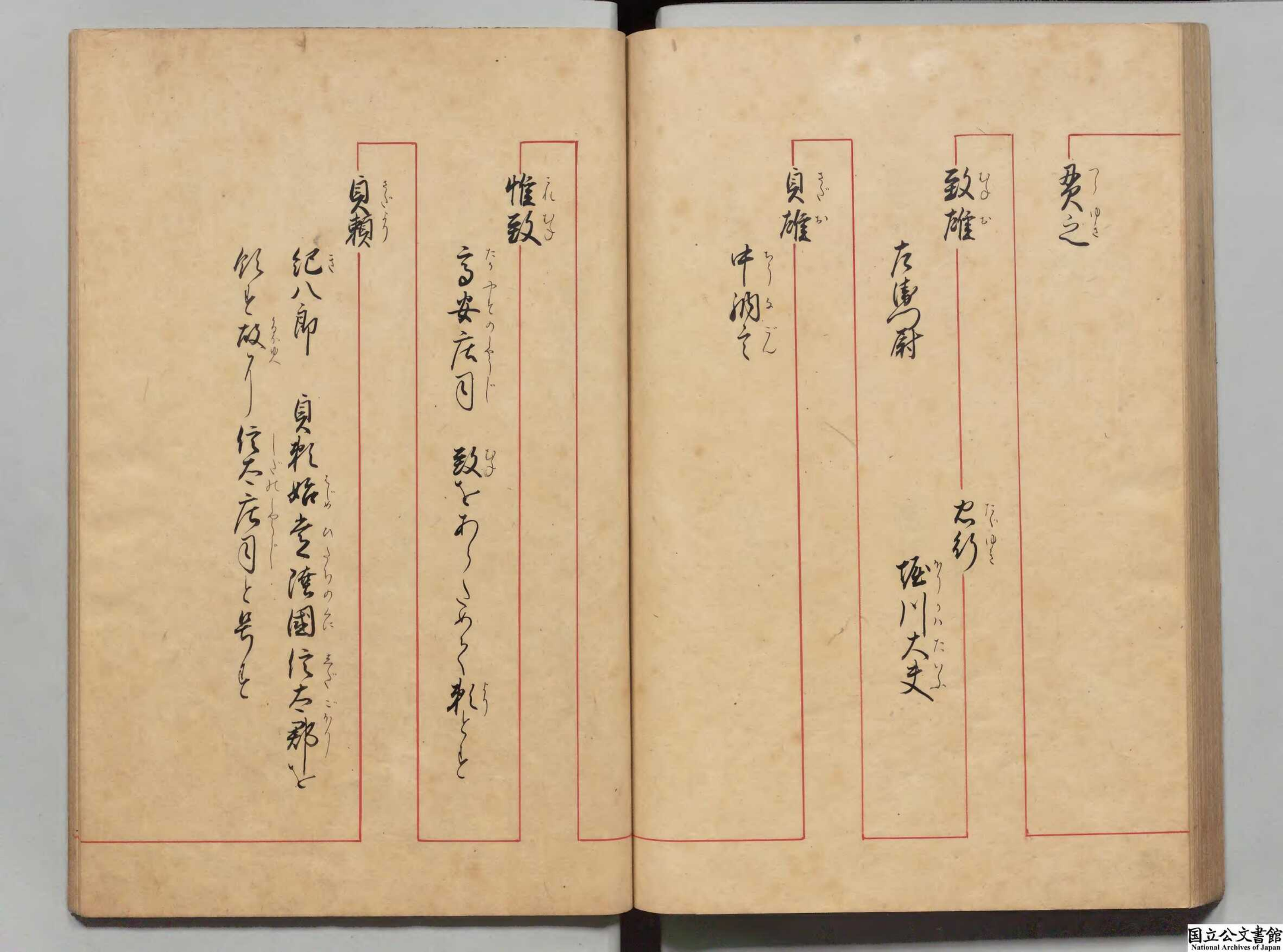

[illegible]之

致雄

[illegible]

[illegible]

堀川大史

貞雄

中納言

惟致

[illegible]安[illegible]

数[illegible]

貞頼

紀八郎　貞[illegible]姫[illegible]陸国住人那[illegible]

[illegible]故[illegible]住人[illegible]

彩屋

信太庄司

彩弓

信太庄司

彩庄

安清尉　庄司

法名彩阿

忠貞

庄司尉　庄司

又田戸新入道と号す

法名見性

京庄

庄司　庄司

法名妙義

彩人

掃部助　法名法仁

彩矢

伊勢守　法名法庫

彰義

伊勢守　法名法秀

家範

掃部助　伊濃守と号す

増範

紀八　範宗

伊勢守　法名宗叡

親

紀八　伊太　庶子と号す

法名　宗蓮　享世

勝貞

掃部守　母は菱若　浦波守女

母乃氏を用初て菱若と号す

小田氏治より仕へ数度戦功を尽す

太閤乃様を為泉五郎と申せし者と
やうのもの代官に成り居を
永正十三年八月小田氏治よりして云云
と申さひ〻我方と云る巻之物を
麾巻して弓鉄の感書と申ふ
同十六年八月上杉氏津合戦の時
勝貞軍功とぬきんで大利を得り
此時之巻又感書と申ふ
八十三歳にして死を

法名義綱

政貞

左衛門尉 佐よ拾はるよ改入道して
金久と号を
永禄元年上杉輝虎常陸へ發向
して菜摩山に陣を小田の城と
せむ政貞命をもつてせさ戦ふ
とゝも城落を記り 政貞

氏治と引分ち石橋の城にいましむ
のち長とよばかりて小田の城を攻
へし氏治と戦ふ度毎に
と浮さしむ
同二年太田三楽作竹塚とりかて
て常陸三郡を責よせ攻ける
政貞父子始をこぞ戦ひ長子政朝
うち死ぬ小田乃城落て没落を
政貞又氏治と石橋乃城に

入しむ所の事三年にして小田の
城と攻れ氏治又城を復せ
同六年常陸府中大掾清幹と
小田氏治和睦し政貞五百騎をひき
ひき先陣として三村に
合戦し亡卒あまた討死を出し
政貞ふたゝび徒を招き歌十六人と
はさ先を歌あるも数度
これをうち政貞太刀乃柄を折たる

それども命をうんじせあ敵ふ故歟
こうしゆうに敗北をとり府中に帰陣
まで退治く大に勝利を得ち
武治其大功と賞奏して感書と
きまふうのときの軍配団右力法相
伝ひ[illegible]西郡を中一七年ゑ
しく死と　法名長泰

政頼

女子

範政

長次郎
永徳二年常別山王ふをひく討
死中　三十二　法名昌安

左馬之丞
範政の次男にして数度忠
軍功あるより天唐此命をうく
出仕職と法名任忠と初めを法文

あるいは天満宮氏治の道号也
元亀元年太田三樂斎道夢常別
小田城を攻落し範政長をひき
ひきいどみ戦ふといへども欲多餘を
ふるうよりて味方利をうしなひ
小田乃城没落の時範政ひそ
かに氏治と亀千代の城へ入
しめて田舎の餘をさづけられ
り居しむ

天正十二年閏五月条例川馬等諸役
範政が判形をもつて沙汰せしむべき
旨天満宮状あり
同十七年七月太田三樂斎道夢常別
当をいさめ奇多餘乃城をせめ落中
小西ひの方を入出をもつて城落
落範政又氏治をもつて亀千代城へ入
めし給五百餘騎をひきゐて奇多餘の
城をせめ落こと日ならずして城落これ

を以て一色別 敦沢乃塚とぞいふ
氏治が居城ありすまし 佐竹が居城なり
を急田文 陣とりて 敵ひろと
ゆるすせめしかば
同十八年 秀吉小田原 征伐乃時石湯の
城をうち 同国高浜村 居す
文禄元年 能政が戦功
大稔現乃上野より進し 浅野 弾正大久保
相模守なる作法なるに 後て能政父子を

めしおされ上総国平川村千石の地と
なりて 出仕とゆるさるるのち
大稔現能政父子を 洗ひあらひ小田氏
数度家切とうげまもるとて 在
ひ鹿貴の所を 所を
寛長八年十月 一色別 田代の内 能政郡
五千石の地を 賜ふ
同十七年八月九日 逝去 年 五十六
法名 雄山

花臭

右衛門　母を養ひ若狭の国の女

文化五年

右泉院殿吉田と伝代のとき花臭

大久保加賀守より媒妁ありて

本多作家守が下知とりて妻を

引て帰る

同十九年大坂陣の節進發す

先ちて沈向とて小途中より

江別作和山乃城番を仕へ

約命をとりて投地に引別

同日とりて義挙を果して伏人

ありて松乃丸の城番をつとむ

屋しきの治をとけ治り

元和元年大坂陣のとき五月晦

右命をとりて松平源吾殿より

屋一二条乃城番をつとめるの

丹波に一方ならぬ書をつくむ

同八日

大指現大坂より出陣のとき書示り

なるべく渇望しまつる示なきを

伺ひ申あづかり聖ヶ二条城守り

なるべく御おふめ出されし白銀五百枚

を出ます

同三年伏見の城書をつくむ

同四年日本名古屋九城書にとなる

病死ゆゑ三十九　法名千歳

能登

紀八郎　母を愛若大和守忠俊女

元和四年父越前督を継ぐ公儀を勤

同九年御上洛のとき江戸般治指

御門の書をつくむ

寛永三年上洛乃節日示乃書と

法名甚

同九月日光御社参の時同断の書
とつもむ
同十一年御上洛被遊候ハ町地
船入の書とつもむ
同年九月日光御社参のとき江戸
一橋御門乃書とはやもむ
同十六年甲斐國府中惣書を勤
同十九月日光御社参のとき江戸
浅草御門の書とつもむ

紋附

八郎兵衛　母ゝ桂村常刀泰勝が女

藤乃紋　祀の一字

家北紋　亀甲の内根菊

国立公文書館
National Archives of Japan

田邑

守真

越前　生國紀伊

甲州ニ住ス武田信虎ヨリ

信玄ニ召ス病死　法名道祐

幸吉

古佐　生國甲斐

任官を賜り勝頼に仕ふ

天正十年武田氏没落乃時甲別

[illegible]おされ

大隅殿に渡し[illegible]

約命を[illegible]物[illegible]甲別界馬川

[illegible]乃[illegible]馬川乃流れ[illegible]

きり[illegible]られ[illegible]

同十八年関東仕入玉山様　台命ニ

[illegible]甲別今山乃[illegible]

法名道[illegible]

守秀

彩長衆　生國同おな

甲別没落の[illegible]

大隅殿に仕へ[illegible]後府[illegible]

株とさづくとさ富士山ちと枝木を
伐おと守秀これをきりをけふ
ちゝ病死　法名祝英

安恵

清大夢　生國甲斐
右御院殿とゝびし
将軍家よりたゝそまつる

家乃紋只牛骨乃扇小八文字

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan